

平成22年度田川地区水道企業団水道用水供給事業
決算審査意見書の提出について

地方公営企業法第30条第2項の規定により審査に付された、平成22年度田川地区水道企業団水道用水供給事業の決算について審査したので、下記のとおり意見を提出します。

記

1 審査の対象

平成22年度田川地区水道企業団水道用水供給事業

2 審査の方法

審査に付された決算書及び関係帳簿、伝票並びに証書類等の照合、点検を行うとともに、関係職員の説明を聴取し、審査を行った。

3 審査の要領と着眼点

地方公営企業法に基づく各種書類が適正に作成されているかを把握するとともに、経費の効果的運用が図られているか、また、事務处理的な問題として、①支出科目の誤り、②添付書類の整備、③支出の使途が明瞭に記載されているか、④日付等の漏れと正確性、⑤金額の計数に過誤がないかについて審査を行った。

4 審査の結果及び意見

決算書及び附属書類は、いずれも地方公営企業関係法令に準拠して作成されており、その計数は関係諸帳簿と照合した結果正確であり、事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているものと認められた。

水道用水の供給面では、本年度も大きな事故、災害の発生もなく構成団体との協定に基づき、日量14,700^m³で安定した用水供給が行われている。

用水供給に係る費用では、経営コストの削減に努めているものの、ダム建設負担金に対する企業債利息や修繕費がやや増加傾向となっている。

決算の状況では、北九州市からの暫定分水による用水供給であることから、損益ベースでの供給単価が設定できないため、毎年度損失を生じさせる構図となっており、平成

22年度末の累積欠損金は6億6千2百万円となっている。なお、平成23年度以降は暫定分水に対する県補助金が増額されることから、この累積欠損金は減少していく見込みである。

このような状況の中で、最重要課題である伊良原ダム建設事業は、国によるダム事業の見直しで検証対象ダムに分類され再検証が行われたが、伊良原ダムは、その必要性が再確認され継続実施が決定したことを受け、今後は、早期完成に向けて国県に対する強い働きかけが必要である。

また、東日本大震災や台風12号など全国各地で大規模な水道施設災害が発生しているが、被災地では水道の早期復旧を望む声が多く寄せられている。田川地域の水道は施設の老朽化もあり、災害時の早期復旧に備えた危機管理の充実を切望する。

5 資金不足比率の審査

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行により、公営企業を経営する地方公共団体は、毎年度、公営企業ごとに資金不足比率を監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表することとされている。また、資金不足比率が20%以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければならないとされている。

当企業団では、平成22年度決算における資金不足比率の審査を行った結果、資金不足は発生していないことを確認した。

平成23年9月30日

田川地区水道企業団

企業長 伊藤 信勝 殿

監査委員 豊田 紀正



監査委員 渡邊 文敏

